

令和5年4月27日スタート！

<https://jitumu.com/>

相続土地 国庫帰属制度

相続した不要な土地を手放したい依頼者に代わって申請書を作成！書類作成業務をできるのは、弁護士・司法書士・**行政書士**だけ！新制度を上手く活用して収入UP！



行政書士の収入UP

相続したけど不要な土地を手放したい！

相続人の手続きをサポート

申請書の作成代行業ができるのは

弁護士・司法書士・**行政書士**の3士業だけ！



令和5年4月27日スタート！

相続土地国庫帰属制度

令和5年2月22日～

全国の法務局・地方法務局の本局で相談開始

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00498.html

手続きの流れ



申請書・添付書類について

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00457.html#mokuji6

